



# 住民のみなさまからの「歳末たすけあい募金」 を通じて助成いたします！！



歳末たすけあい募金から各種助成の申請を受け付けます。

申請内容を助成調査委員会にて審議の上決定し、申請者に通知いたします。

決定内容についてのお問い合わせには、お答えはできませんのでご承知おきください。

また、募金の実績額によって、助成金額が増減する場合がありますのでご了承ください。

なお、それぞれ申請期限が異なります。お確かめのうえ、期日の厳守をお願いします。

申請場所：愛荘町社会福祉協議会 愛知川事務所(福祉センター 愛の郷内)  
秦荘事務所(福祉センターラポール秦荘 いきいきセンター内)

窓口にて申請書をお渡しします。

## ひとり親家庭子ども学習支援助成【申請期限：令和5年11月17日(金)まで】

生計状況が苦しいひとり親家庭の 下記の要件に該当する子どもたちへ  
2,000円程度の図書カードを助成します。

下記の要件1と2の いずれにも 該当する方は必要書類を添えて申請してください。

申請は保護者様よりお願いいたします。

なお、この助成については、裏面の町内世帯助成 (1) 低所得世帯助成 ③ひとり親世帯と重複しての申請は可能です。



要件内容		添付書類
要件1	児童扶養手当を受給していること	児童扶養手当証書の写し
要件2	小学校1年生～中学校3年生の子どもが世帯にいること	児童の在籍中の学校の学年がわかる書類の写し(生徒手帳、成績票など)

## 年末清掃支援助成【申請期限：令和5年11月17日(金)まで】

年末の清掃が難しい下記の世帯に対し、  
「1階部分の窓・網戸のそうじ」や「家屋内外の片付け」の支援を行います。  
※助成決定者には11月～1月の期間を目途に随時支援を行います。

下記の要件1～3の いずれかに 該当する方は必要書類を添えて申請してください。

世帯の状況について担当の民生委員・児童委員に確認させていただく場合があります。

決定者には10,000円程度の利用券をお渡します。

利用券の上限を超える活動については自己負担となります。



要件内容		添付書類
要件1	町内に子供がおられない75歳以上の高齢者のみの世帯	—
要件2	世帯主が障害者手帳(身体障害者手帳1級・療育手帳 A・精神障害者手帳1級)を所持している世帯	障害者手帳の写し
要件3	75歳以上の高齢者以外の世帯員全員が、障害者手帳(身体障害者手帳1級・療育手帳 A・精神障害者手帳1級)を所持しており、在宅において常時看護を必要とする世帯	障害者手帳の写し

【申請場所・お問合せ】 社会福祉法人 愛荘町社会福祉協議会

愛知川事務所(愛荘町市731 愛の郷内) 電話42-7170

秦荘事務所(愛荘町安孫子1216-1 いきいきセンター内) 電話37-8063



# 【 町内世帯助成】



※ 次の (1) (2) (3) の重複の助成は認められません。

## (1) 低所得世帯助成【 申請期限：令和5年11月10日(金)まで 】

町内に1年以上居住されている住民税非課税の世帯で、下記の福祉的課題を抱えている世帯に対し、お一人あたり現金5,000円程度を助成します。(1世帯の助成上限は3人分とします。)

- ①75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯
- ②世帯員に障害者手帳を所持している者がいる世帯
- ③ひとり親世帯
- ④生活保護に準ずる世帯(病気や失業などにより生計に困っている世帯)

下記の要件1と2の いずれにも 該当する方は、必要書類を添えて申請してください。

ただし、生活保護受給世帯は対象外となります。

要件内容		添付書類
要件1	世帯員全員が住民税非課税	所得のある18歳以上の世帯員全員分の住民税課税状況のわかる書類(課税証明書,介護保険料決定通知書など)
要件2	①75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯	住民票もしくは公的身分証明書類の写し
	②世帯員に障害者手帳を所持している者がいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかの写し
	③ひとり親世帯	児童扶養手当証書、遺族年金証書、福祉医療費助成受給券のいずれかの写し
	④生活保護に準ずる世帯	自己申告書 ※世帯の収入の目安は、「世帯の生計中心者の月収が概ね6万円以下」とします。

## (2) 老老介護世帯支援助成【 申請期限：令和5年11月17日(金)まで 】

75歳以上の高齢者のみの世帯で、老老介護をされている介護者に対し、現金10,000円程度を助成します。



下記の要件1と2の いずれにも 該当する方は、申請書を提出してください。ただし、同じ自治会内に子どもが居住されている場合は対象外とします。(※大字愛知川については各総代区域内) なお、申請者の世帯の状況や介護保険サービス利用状況を担当の民生委員・児童委員とケアマネジャーへ確認させていただきます。

要件内容	
要件1	75歳以上の高齢者のみで構成された世帯であること
要件2	介護保険サービスを利用されている方が世帯にいること(要介護1～5)

## (3) 障がい者世帯助成【 申請期限：令和5年11月10日(金)まで 】

町内在住の方で、下記のいずれかの障害福祉サービス事業所を利用されている方に対し、お一人あたり現金3,000円程度を助成します。

- ①就労継続支援 A 型事業所
- ②就労継続支援 B 型事業所
- ③就労移行支援事業所
- ④生活介護事業所
- ⑤共同生活援助事業所



上記の要件に該当する方は、利用先事業所の利用証明を申請書に記入してもらったうえで、申請してください。ただし、生活保護受給世帯は対象外となります。

【 助成金品の受け取りについて 】 下記の受け取り方法のいずれかを選択してください。

- ① 窓口に来所して受け取り ※ 愛知川事務所(愛荘町市731 愛の郷内)
- ② 地区担当民生委員・児童委員の訪問による受け取り